

# 学校法人 秀法学園

## 認定こども園 和光幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、学校法人秀法学園 認定こども園 和光幼稚園学則（平成26年4月1日施行。以下「学則」という。）第1章第1条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、学則第3章に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名  
職員及び業務の管理を行い、職員に対して必要な指揮命令を行うとともに、園務をつかさどる。
- (2) 主幹教諭 2名  
園長を補佐し、教育内容について他の教諭を統括する。
- (3) 主任教諭 1名  
主幹教諭を補佐し、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- (4) 副主任教諭 1名  
主任教諭を補佐し、教諭と共に教育の計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 保育教諭 5名以上とする  
教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (6) 事務職員 2名  
園務に必要な事務を行う。
- (7) 栄養士 1名（非常勤）  
園児の発達に応じた献立を作成する。
- (8) 調理員 2名（非常勤専従）

栄養士の作成した献立に基づき、給食を調理する。

- (9) その他技術職員等必要な職員 若干名  
通園バスの運転等、その他必要な業務を行う。

- 2 本園の職員の職務は、学校教育法、認定こども園法その他の関係法令の定めるところとする。

(教育・保育を行う日及び時間等)

- 第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は、学則第2章及び第3章に定めるとおりとする。

(保育料等)

- 第5条 本園においては、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第56号）第13条により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2 本園においては、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項により、別表に掲げる実費を徴収する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

- 第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 教育標準時間の認定を受けた園児         | 21人 |
| (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 | 45人 |
| (3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 | 9人  |

(利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

- 第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、学則第3章及び第4章に定めるとおりとする。

- 2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた子どもと現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合には、新潟市特定教育・保育施設運営基準条例第6条により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた園児については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い、決定される。

- 4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例第7条により、できる限り協力する。

- 5 本園の利用開始にあたり、必要事項を記載した書面にて、利用子どもの保護者と

その内容を確認の上、同意を得るものとする。

- 6 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前教育子どもの区分に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用子どもの保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
  - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

- 第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規程により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。
- 2 本園は、学校保健安全法及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例第32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、一部を改正し平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、一部を改正し令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、一部を改正し令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、一部を改正し令和4年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、一部を改正し令和5年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、一部を改正し令和6年4月1日から施行する。

## 別表

項 目		金 額	
1	給食食材費	主食費	1号・2号認定こども 月額 1,200円
		副食費	1号・2号認定こども 月額 4,800円
		3号認定こども 無 料	
2	通園送迎費	月額 2,500円 (燕市 2,900円)	
3	教材費	月額 2,300円	
4	施設設備費	月額 1,600円	
5	図書費	月額 500円	
6	その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの	園長が定める金額	